

平成29年度第2回山口県食の安心・安全審議会 会議の概要

1 日 時 平成30年3月15日（木） 10:00～11:30

2 場 所 県庁4階 共用第2会議室

3 出席者 10名（欠席3名）

4 概 要

(1) 議題及び審議結果

- ア 山口県食の安心・安全推進基本計画の改定について
- イ 平成30年度 山口県食品衛生監視指導計画（案）について
- ウ 平成30年度 食の安心・安全関連事業（案）について
- エ その他

(2) 主な意見等

ア 山口県食の安心・安全推進基本計画の改定について
（意見なし）

イ 平成30年度 山口県食品衛生監視指導計画（案）について

- ポテトサラダの事例では感染原因は不明なままであり不安。小売業等への衛生指導の具体的な項目は何か。
⇒温度管理や管理の仕方を監視の中で指導しようと考えている。
- 表紙「ちよるる」のご飯とみそ汁の配置が逆。
⇒御意見として承る。
- 食中毒は従業員からの感染の可能性がある、小売業だけの対応では難しい。
⇒昨年、関東地方で発生したO157の広域的な食中毒事案を受け、厚労省は自治体間の協力を進める等により統一的な対応を検討中。
- ゆめ花博における観光者への対応について、①海外からの観光客、②多くの観光客が集まる場所、でのそれぞれの対応はどう考えているのか。
⇒①人から人への感染を防止するため、英語版での手洗いの啓発等を検討。
②近隣宿泊所の監視やイベント店舗での対策を検討。
- HACCP導入スケジュールを教えてほしい。
⇒現在、国は2年の猶予期間を考えている。各業界でガイドラインが作成されており、導入できる業界等から取り組んでいく予定。
- 出店店舗数は。衛生管理を徹底すること。
⇒現在、関係部局に店舗数を確認中。集中的に監視を行うための現地駐在所（監視センター等）の設置を検討。業種や期間等の事業内容を見ながら徹底する。
- 実効性のある監視・検査を現場で徹底していくこと。
- ゆめ花博においては、県外旅行客や海外来訪者へ広く対応していくこと。

ウ 平成30年度 食の安心・安全関連事業（案）について

- 来年度の新規事業や増額した事業はあるか。
 - ⇒ J G A P 取得加速化推進事業、やまぐち「もったいないのこころ」広めたい事業、ぶちうま！維新推進事業について説明。食品表示やH A C C Pについて新たな事業はないが、既存事業の中で重点的に取組んでいく予定。
- 賞味期限においてはどのようなになっているか。
 - ⇒食品ロスがないよう、消費者、事業者の協力を得て関係課と協力して対応。
- 下関市は除かれているが、監視やH A C C P支援等は同様に行っていくのか。
 - ⇒下関市は中核市であり予算も計画も別。意見は下関市へフィードバックする。
- 表示の誤記載がなくなる。いつか健康被害が出ることを懸念している。指導や監視を強めてほしい。
 - ⇒食品表示の適正化についても啓発等により確実に取り組む。
- 合同パトロールとはどういう活動なのか。
 - ⇒農水省及び下関市と合同で、J A S 法や品質管理、表示に係る一般についてパトロールすること。

エ その他

- ノロウイルスが多いが、過去に比べて増減はどうか。
 - ⇒県においては減少傾向。
- 食中毒発生があった飲食店は、監視計画（案）P15～P16 別表2においては、どのランクに該当するか。
 - ⇒主にはランクB（2回／年）に該当。